

大和市スポーツ施設設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第14号

大和市スポーツ施設設置条例等の一部を改正する条例

(大和市スポーツ施設設置条例の一部改正)

第1条 大和市スポーツ施設設置条例(昭和61年大和市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「公募」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、スポーツ施設等の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であって、第7条各号に掲げる選定の基準に照らし、スポーツ施設等の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

第6条の見出し中「申込み」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、第5条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

(大和市都市公園条例の一部改正)

第2条 大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、都市公園の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であって、第29条各号に掲げる選定の基準に照らし、都市公園の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

第28条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

第30条中「第27条第2項又は」及び「ゆとりの森指定管理者選定候補者又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第27条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

第31条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(大和市営自動車駐車場条例の一部改正)

第3条 大和市営自動車駐車場条例（平成3年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(指定管理者の公募等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の管理等を事業の全部又は一部とする団体であって、第7条各号に掲げる選定の基準に照らし、駐車場の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

第6条の見出し中「申込み」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第5条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。